

○農林水産省告示第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物（<u>こ</u>）とに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	一、七（略）	一・二（略） 三 肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に適合するものとして特定地域の政府機関が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第四十三条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物の項

改正前		
家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物（<u>こ</u>）とに、それぞれ第二欄に定める物（製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの及び第三欄に定める物を除く。）とする。		
第一欄	第二欄	第三欄
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十六条第一項第一号イ及びハに掲げる物	一、七（略）	一・二（略） 三 肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設又は農林水産大臣の定める基準に適合するものとして特定地域の政府機関が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「規則」という。）第四十三条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物の項

豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及	一　　七　　（略）	豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及 一　肉のうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が	の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 四　牛の肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとしてアルゼンチン又はウルグアイの政府機関が指定する農場において飼養したものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って熟成処理したものである旨を記載したアルゼンチン若しくはウルグアイの政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 五　九　　（略）
豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及	一　　七　　（略）	豚及びいのししに係る法第三十六条第一項第一号イ及 一　肉のうち牛疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が	項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 四　牛の肉のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとしてウルグアイの政府機関が指定する農場において飼養したものである旨並びに牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣が指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って熟成処理したものである旨を記載したウルグアイの政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 五　九　　（略）

物 びハに掲げる	(略) 法第三十六条 第一項第一号 ロに掲げる物	(略) 穀物のわら（規則第 四十三条の二に定め るものを除く。）及 び飼料用の乾草	指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三条の表豚及びいのししに係る法第三十六條第一項第一号イ及びハに掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二〇七（略）
	(略)	(略)	指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三条の表豚及びいのししに係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二〇七（略）
	(略) 法第三十六条 第一項第一号 ロに掲げる物	(略) 穀物のわら（規則第 四十五条の二に定め るものを除く。）及 び飼料用の乾草	指定する施設において農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びに当該証明書を添付して当該地域から他の地域を経由しないで非規制地域（規則第四十三条の表豚及びいのししに係る法第三十七條第一項第一号及び第三号に掲げる物の項の中欄に掲げる地域以外の地域をいう。）に輸入されたものである旨を記載した当該非規制地域の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにこれらの容器包装 二〇七（略）

附 則

この告示は、令和八年九月〇日から施行する。